

ふるさと納税を活用したNPO指定寄附～NPO応援寄附～ 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、かながわボランタリー活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）第7条第2号に規定する補助の実施について、第8条第2項但し書きに定める、第3条第1項第2号才に掲げる寄附金の寄附を行う者が指定したボランタリー団体等が行う公益を目的とする事業を、当該者が寄附した額の範囲内で第7条第2号の補助の対象とする際に、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、ふるさと納税を活用したNPO指定寄附～NPO応援寄附～（以下、「NPO応援寄附」という。）団体登録要綱に基づきあらかじめ県に登録された団体（以下「登録団体」という。）が行う公益を目的とした事業とし、当該事業に要する経費から国、地方公共団体及びその他の団体から補助を受けている経費を控除した額に対して交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請団体」という。）が、補助金の交付対象事業の実施に直接要するもので、次の経費とする。

(1) 人件費

給料手当、臨時雇賃金、通勤費、法定福利費など

(2) その他経費

業務委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費、旅費交通費、車両費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、水道光熱費、地代家賃、賃借料、保険料、諸会費、手数料、広報活動費、雑費など

(3) 固定資産取得支出

什器備品費など

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業

(3) 宗教、政治又は選挙活動に関する事業

(4) 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない視察費、研修費、食糧費その他客観的に公益性が高いとはいえない経費

(5) 寄附者又は寄附者と特別の関係にある法人等（寄附者が役員を務める企業、NPO法

人等）との取引に係る経費

- (6) 寄附者自身への賃金、謝金又は報酬等の経費であって、次に掲げるものを除くもの
- ア 当該寄附者が登録団体に継続的に雇用されている場合に支出される社会通念上相当と認められる額の賃金
 - イ ボランティアへの謝金、記念品又は弁当等、寄附者とその他の者とを区別せずに支払い、又は配布するものであって、社会通念上報酬の意義を有さないと認められるものの

(補助額及び交付回数)

第4条 補助額は前条の規定により算出した経費と、かながわボランタリー活動推進基金条例第8条第2項但し書きに定める寄附を行う者（以下「団体指定寄附者」という。）が申請団体を指定して寄附した金額（ただし、交付の申請をしようとする年度において、団体指定寄附を受けた日の属する年度の末日から5年を超えたものは除く）の内、団体指定寄附者が個人の場合はその7割の金額、法人の場合はその10割の金額のいずれか低い額を上限とする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に定める。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請団体は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助団体」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助団体が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の支払)

第7条 本補助金は、概算払いとする。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の増額変更を伴うものを除く。）。
 - イ 補助対象経費の総額の40%以内で項目間の配分の変更をすること。
 - ウ 補助対象経費の総額の40%以内の増額又は減額をすること（補助額の増額変更を伴うものを除く。）。
 - エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の増額変更を伴うものを除く。）。
 - オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通

知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助金実績報告書（第 5 号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 15 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業報告書（第 6 号様式）
- (2) 収支決算書（第 7 号様式）
- (3) 補助対象経費すべてにかかる領収書の写し
- (4) 活動の様子がわかる写真
- (5) 成果物（リーフレット、パンフレット、ポスター等を作成した場合のみ）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告について、翌年度 4 月 1 日から 4 月 15 日の間に実績報告書を提出する場合にあっては、補助金実施状況報告書（第 8 号様式）により 3 月 31 日までに事業の実施状況報告を行わなければならない。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助団体は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び返還)

第 12 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した時は、規則第 6 条により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、補助団体に通知するものとする。

2 知事は、前項により通知した補助団体に対し、すでに確定額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額をこえる部分の補助金を返還させる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助団体は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助団体が全国的に事業を展開する組織の一部又は一社及び一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 第12条の規定による実績報告を行わなかったとき。
 - (5) 補助事業の対象期間において、NPO応援寄附団体登録要綱第2条に定める団体登録要件を満たさないとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を当該法人に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助により取得した財産で、価額が50万円以上のものについては、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定により知事の承認を受けなければならない期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。ただし、10年を超える場合は10年とする。

(書類の整備等)

第16条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助団体が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第17条 補助団体は、住所、団体名又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。